



西神奈川公園(神奈川区)(昭和39(1964)年)

急速に進む都市化の中での公園整備

のびのびと遊べる公園は、子供の健やかな成長に欠かせないものですが、それを確保するのは容易なことではありませんでした。

横浜では、東京のベッドタウンとして急速な宅地開発と人口増加が進みました。開発等に関する法令が未整備な昭和30年代は市内すべての区域で開発が可能でした。当時の法令では、住宅を開発すれば当然に必要な道路や下水道、公園等の公共施設や学校、保育所等の公益的施設の整備についての規定は何もなく、自治体の責任において整備するしかありませんでした。そのため、市の財政負担は莫大なものになり、実際の整備も追いついていませんでした。

また、当時は路地・原っぱといった身近な遊び場が次々に失われ「交通戦争」と呼ばれるほど交通事故増加が深刻化・社会問題化して

おり、子供が安全に遊べる場所の確保が強く求められていました。

これに対し、国は昭和47(1972)年、都市公園等整備緊急措置法を策定し、公園整備を本格化します。市では、これに先立つ昭和43(1968)年に、開発事業者に対して法律の基準以外に必要な公共・公益的施設を整備することを求める独自の「横浜市宅地開発要綱」を定めました。この取組により多くの児童公園が誕生し、子供が安心して遊べる場所を提供することができました。また、全国に多くの類似の制度を生む、先駆的な役割を果たしました。

Column 05



富岡八幡公園こどもログハウス(金沢区)

「プレイパーク」は、泥んこ遊びや水遊び、木工作りやたき火での調理に至るまで、子供が公園で思いき

り遊べるように、子供の責任で自由に遊ぶことを大切に活動です。子供が「やりたい」と思う遊びを自分達の力で実践することで生きる力を育み、健やかに成長してほしいとの願いから、禁止事項を極力なくしています。

公園が子供にとって魅力的な遊び場であり続けるために、横浜市は様々な新しい試みを行ってきました。ここではその一例を紹介します。核家族化が進み地域のつながりが希薄になりやすい中で、異なる年齢の子供が交流し、地域で子供を守り育てる場として「こどもログハウス」が市内全18区の公園に1館ずつ整備されました。雨や炎天下の日でも屋内で遊べるログハウスでは、地下迷路や1階と2階をつなぐダイナミックな遊具で体を存分に動かし、絵本や工作を楽しんだり、子供が思い思いに過ごすことができます。

市はプレイパークを運営するNPOやプレイパークを開催する市民の皆さんと協力しながら、ルール作りや、活動を支えるプレイリーダーの配置、事故防止のための研修など多様な支援を行っており、現在市内24か所に活動が広がっています。他の公園での出前型プレイパークの開催や、公園を子育て支援の場として活用する取組も行われており、地域を巻き込んだ幅広い活動に発展しています。

子供の成長の場をつくる新しい取組

横浜市宅地開発要綱と児童公園

宅地開発要綱は、市北部の大規模開発において、小中学校や都市施設の一部を事業者負担させる覚書を締結したことを参考に制定されたといわれており、「公園、学校などの用地を開発事業者の責任で確保し、提供する。」「公共施設が未整備の地域等の市の方針に合わない開発は認めない。」「要綱に従わない場合、市が協力しないことがある」など、法律の基準を上回る厳しい内容でした。同要綱で事業者が整備した公園、いわゆる「提供公園」は小規模なものが多いものの、現在の市の公園数の約7割を占めています。

また、公園の整備水準を担保するため、昭和47(1972)年の「開発行為における公園・緑地の設置基準」により形状や施設等が定められました。この頃の児童公園の基本レイアウトは弁当箱型と呼ばれ、公園敷地を弁当箱に見立て、広場(ごはん)と遊戯・休憩コーナー(おかず)に分け、外周に植樹帯を配し、広場を大きくとったものでした。

宅地開発要綱による指導内容は平成16(2004)年の「横浜市開発事業の調整等に関する条例」により条例化され、現在もその仕組みは受け継がれています。



市内の児童公園の様子(昭和30~40年代)

児童公園(街区公園)の整備

横浜の児童公園(現在は街区公園)の開発は、大正10(1921)年開園の翁町公園(中区)より始まります。この公園は大岡川沿いの廃道敷に整備された小公園でしたが、昭和20(1945)年の横浜大空襲で壊滅、復興事業に伴い廃止されました。

昭和21(1946)年、戦災復興土地区画整理事業が始まると児童公園の整備も進みました。昭和40年代頃には公園整備事業に力が入られ、安全な遊び場の確保が進みました。建設省(当時)は昭和47(1972)年、都市公園等整備緊急措置法に基づく都市公園等整備五箇年計画を策定しました。市でもこれに基づく公園整備が行われ、提供公園と合わせて児童公園の充実に図られました。



大口北公園(現在の松見北公園 神奈川区)(昭和36(1961)年)

公園の遊具

公園にはブランコやスベリ台といった遊具がつきものです。昭和40年代当時の公園の遊具は、コンクリートのプレイスカルプチャー(造形遊具)など、設計者の創造性が発揮されたダイナミックなデザインの遊具が多く見られました。こうした個性的な遊具は、「パンダ公園」や「ロケット公園」など、子供が公園につけるニックネームにも使われ、親しまれてきました。

平成19(2007)年に続けて発生した遊具事故をきっかけに、市は点検マニュアルを改正するなど、遊具やベンチなど公園施設全体の安全管理に一層力を入れました。その取組は国の方針の参考ともなっています。



プレイスカルプチャーで遊ぶ子供(昭和42(1967)年)

公園の日常管理

整備された公園を安全で快適なものにするためには施設の点検や補修などが重要です。こうした維持管理を行う部署として公園緑地事務所が設けられ、公園整備員とよばれる市の技能職員を中心に作業を行ってきました。その後、平成16(2004)年の指定管理者制度の導入、平成17(2005)年の身近な小規模公園の区(土木事務所)への移管があり、現在は公園緑地事務所と区の土木事務所が公園の管理を行っています。

維持管理の水準や手法については、昭和59(1984)年に策定された「管理基本計画」に定められました。この計画は施設や財産の管理だけでなく、公園の活用や地域連携の視点を取り入れた当時としては画期的なものでした。



日常の安全管理